

令和7年度南部広域行政組合島尻教育研究所  
こどもサポートルームしののめ 入室要項

南部広域行政組合島尻教育研究所  
こどもサポートルームしののめ

## 1 目的

こどもサポートルームしののめは、児童生徒の集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等のための相談支援（学習支援を含む。以下同じ）を行うことにより、児童生徒の社会的自立に資することを目的とする。

## 2 入室対象者

- (1) 島尻地区内小中学校に在籍していること（糸満市、豊見城市、南城市を除く）
- (2) 心理的要因等によって登校できず、社会的自立を促進するため、しののめでの指導が望ましいと判定された児童生徒

## 3 入室条件

- (1) 【児童生徒】 ■本人に「しののめ」に通室する意志があること。
- (2) 【保護者】 ■保護者に児童生徒を「しののめ」に通室させる意志があること。  
■「しののめ」や関係機関の運営や社会的自立に向けた取り組み等に連携・協力できること。  
■保護者による「しののめ」への送迎と登下校の安全確保が可能であること。
- (3) 【原籍校】 ■原籍校の校長により「しののめ」における支援が望ましいとされた児童生徒であること。  
■原籍校または所管する町村教育委員会に、入室からの支援計画があり、その協力体制があること。
- (4) 【教育委員会】 ■原籍校を所管する町村教育委員会により「しののめ」における支援が望ましいとされた児童生徒であること。
- (5) 【しののめ】 ■入室申請に係る所定の手続きを踏まえていること。  
■「入室判定会議」により、「しののめ」における支援が望ましいと判定された児童生徒であること。

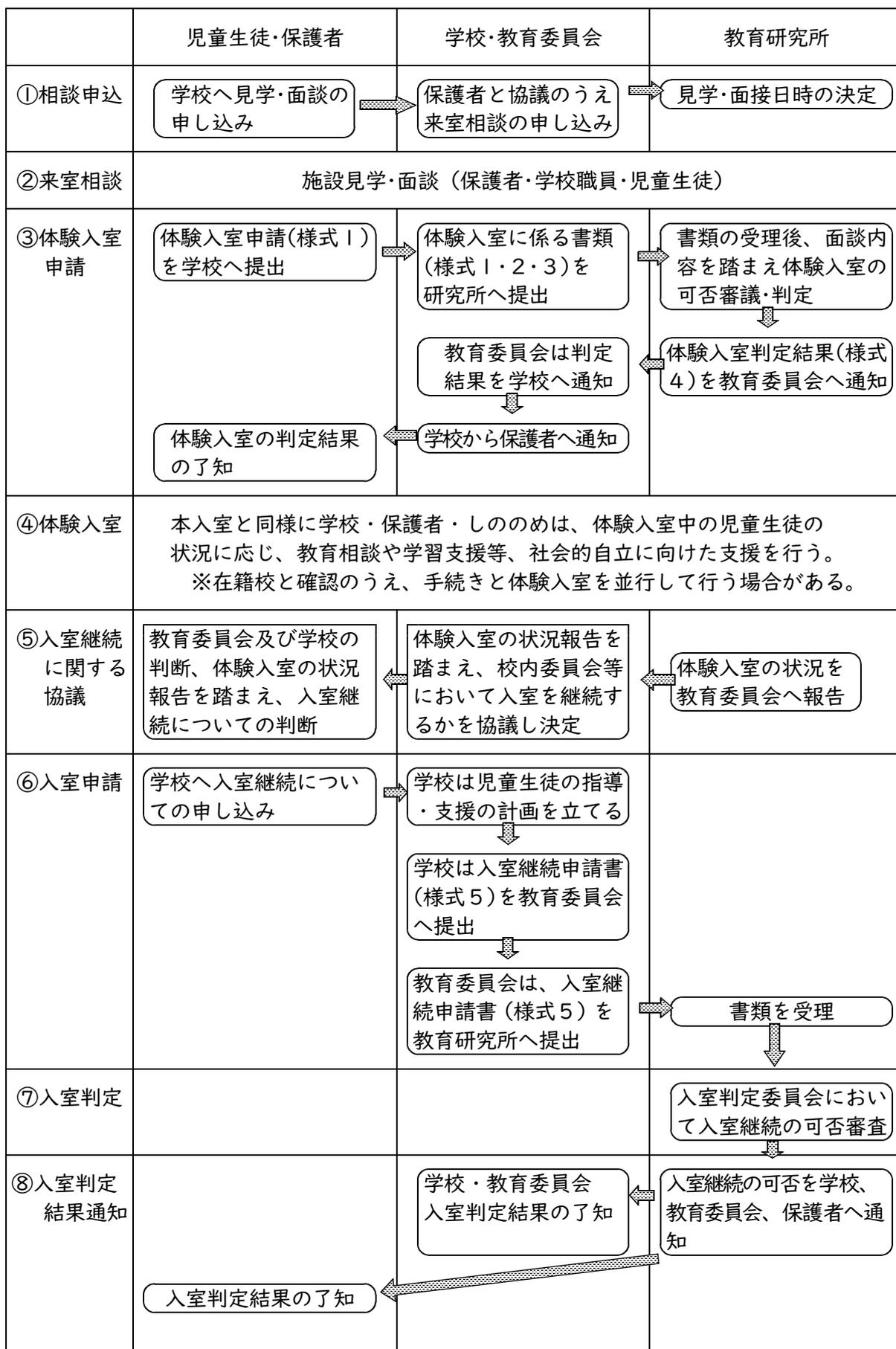
## 4 見学・相談

- (1) 見学、相談の時間は、原則として午後3時～午後5時とする。

## 5 入室申請

- (1) 【令和6年度申請受付】 令和7年度の入室申請の受付開始は4月21日（月）  
※入室申請にかかる書類は、4月下旬に島尻教育研究所ホームページに掲載予定
- (2) 【申請手続き】 次の6の手続きを踏まえて島尻教育研究所長あてに申請する。
- (3) 【申請書等提出先】 〒901-0401 八重瀬町字東風平965番地  
南部広域行政組合島尻教育研究所  
所長 末吉 松祥  
TEL 098-998-9561 Fax098-998-9420

## 6 入室手続き



## 入室までの手順

- 1 **入室に関する話し合い** ①学校は「チェックリスト」を参考に、校内委員会等において、児童生徒の生活・学習環境として「しののめ」が最適か協議する。  
②校内委員会等における協議、「しののめ」の経営方針等を踏まえ、校長が施設見学を行うか、判断する
- 2 **施設見学の申し込み** ①学校は保護者と協議のうえ、「しののめ」担当(所長)と調整し、施設見学を電話等で申し込む。
- 3 **施設見学** ①学校は、保護者「しののめ」担当(所長)と調整し、施設見学(児童生徒同伴)を行う。  
②施設や入室に関する説明を行う(保護者・学校職員・児童生徒)。  
③「しののめ」が児童生徒にとってふさわしい「居場所」となるか等の意見交換を行う。
- 4 **体験入室の申請** ①保護者は、体験入室申請(様式1)を学校に提出する。  
②学校は、体験入室に係る書類(様式1、2、3)を教育委員会に提出する。  
③教育委員会は、体験入室に係る書類(様式1、2、3)を教育研究所に提出する。  
[流れ] 保護者(様式1)⇒学校(様式1、2、3)⇒教育委員会(様式1、2、3)⇒島尻教育研究所  
④島尻教育研究所は、実施要項に照らして体験入室の可否を判断し、教育委員会に通知(様式4)する。
- 5 **体験入室** ①2週間～4週間程度の体験入室を実施する。  
②学校・保護者・しののめは、体験入室中の児童生徒の状況に応じ、相談活動や学習支援、社会的自立に向けた支援等を行う。  
③体験入室は、児童生徒の状況を見て、学校、保護者、教育研究所の協議により、学期の終了をめぐり期間を延長することができる。
- 6 **入室継続に関する話し合い** ①体験入室の期間終了にあたり、学校の校内委員会等において、「しののめ」への入室を継続するか協議する。  
②校内委員会等における協議、「しののめ」の経営方針などを踏まえて、校長が入室継続を申請するか判断する。
- 7 **入室継続の申請** ①学校は、児童生徒の社会的自立に向けた支援の計画を立てる。  
②学校は、入室継続申請書(様式5)を教育委員会に提出する。  
③教育委員会は、入室継続申請書(様式5)を教育研究所に提出する。  
[流れ] 学校(様式5)⇒教育委員会(様式5)⇒教育研究所
- 8 **入室継続判定** ①入室判定委員会において入室継続の可否について審査する。  
②教育研究所は、入室継続の可否を教育委員会、学校、保護者に通知する。  
[流れ] 教育研究所(様式4)⇒教育委員会・学校・保護者  
③入室継続については、当該学年の修了時まで継続することができる。
- 9 **入室継続** ①更に次年度への継続を希望する場合は、次年度の第1回入室判定委員会に申請し、判定を受けることとする。